

内分泌攪乱化学物質の人健康影響評価のための試験体系（案）について  
（平成 12 年度第 2 回内分泌攪乱化学物質問題検討会資料（平成 12 年 10 月 31 日））

1. 7 物質（ノニルフェノール、オクチルフェノール、フタル酸ジ-n-ブチル、トリブチルスズ、フタル酸ジシクロヘキシル、オクタクロロスチレン、ベンゾフェノン）を対象に、スクリーニングとして原則「げっ歯類による 1 世代試験」（以下、1 世代試験）を実施する。なお、1 世代試験の試験法については、対象物質ごとの評価項目の追加、低濃度投与群での試験など研究要素の高い試験法とする。（1 世代試験の結果により、新たに検討すべき内容が見出された場合は、追加試験を行う。）
2. 合わせて、「改訂 OECD TG407 28 日間反復経口毒性試験」を実施する。
3. これらの試験結果を補完し、作用機序を確認するために in vitro 試験 を実施する。
4. 1 世代試験の結果により 7 物質を今後確定されるかもしれないテストバッテリーの対象物質とするか否かの評価を行う。評価の際には並行して通商産業省で実施される「げっ歯類による子宮肥大試験」および「げっ歯類による前立腺肥大試験(Hershberger 試験)」の結果を参考とする。なお、トリブチルスズについては、厚生省で実施した試験結果を評価の際の参考とする。（何れの試験でも影響がみられなかった物質はテストバッテリーの対象物質とはしない。1 世代試験の結果によってさらなるテストバッテリーの実施が必要と判定された場合は、OECD などでも検討される試験法に則ったテストバッテリーを行う。）
5. 現時点では OECD などにより有用な試験法が検討中であり、公募による有用な試験法の採用が期待される。